令和９年度 公設学童保育所 入所申込みについて

令和８年１１月

１　入所を希望される方は、下記「申込みに必要な書類」の提出をお願いします。書類は、**各学童保育所、南房総市役所市民課、朝夷行政センター、各地域センター、子ども教育課、市ホームページで配布**しています。

２　入所の可否については、**父母 及び ６５歳未満の同居（同一敷地内）の親族（祖父母含む）の「就労証明書」等を審査**し、判断します。

※ **きょうだいがいる場合の証明書等は、原本を１枚、きょうだい分はコピーでもかまいません。**

○ 入所の基準と申込みに必要な書類

入所できる児童は、家庭が次のいずれかの事情にある場合です。基準を満たせなくなった場合は、利用できません。適正な利用に御協力ください。

<table>
<tr><th>入所の基準</th><th colspan="2">申込みに必要な書類</th></tr>
<tr><td>① 就労
保護者が昼間、家庭の内外で仕事をするため、保育できない。</td><td>・就労証明書</td><td rowspan="5">【共通する書類】
・入所申込書
・家族の状況調書
・その他、状況に応じて必要となる書類</td></tr>
<tr><td>② 出産
妊娠中、又は出産後間がない（出産前８週から出産後８週まで）ため、保育できない。※ 育児休業期間中は、利用できません。</td><td>・母子健康手帳の写し</td></tr>
<tr><td>③ 保護者の病気等
保護者に病気や心身の障害があるため、保育できない。</td><td rowspan="2">・身体障害者手帳の写し等、状況がわかるもの</td></tr>
<tr><td>④ 病人等の看護
家庭に病人や心身に障害のある人がおり、保護者が介護しているため、保育できない。</td></tr>
<tr><td>⑤ 被災等
火災、風水害や地震などによる被災により、居宅を失ったり、破損したりしたため、復旧の間、保育できない。</td><td>・被災の事実を証明できる書類</td></tr>
</table>

○ 申込の受付場所・期間・時間

<table>
<tr><th>受付場所</th><th>受付期間</th><th>受付時間</th></tr>
<tr><td>入所を希望する学童保育所
（富浦・富山・三芳・千倉・嶺南）</td><td>１２月１日（火）～
１１日（金）の平日</td><td>１４：００～１８：００</td></tr>
<tr><td rowspan="2">子ども教育課
（丸山分庁舎）</td><td>１２月１日（火）～
１１日（金）の平日</td><td>８：４５～１７：００</td></tr>
<tr><td>１２月５日（土）・６日（日）
【 休日受付 】</td><td>１０：００～１５：００</td></tr>
</table>

○ 申込上の注意

- 近年、多くの方から申込みをいただいています。定員を超過した場合、書類審査を行い、**優先度の高い方から入所**となります。そのため、入所をお待ちいただく場合があります。
- **受付期間を過ぎてからの申込みは、一次書類審査の対象となりません。**そのため、入所をお待ちいただく場合があります。
- **長期休業中のみ**利用を希望される方も、受付期間中にお申込みください。
- 保育料を滞納されている場合や、集団での保育が難しいと判断した場合は入所をお断りすることがあります。
- 私立の学童保育所（クラブ）の利用については、直接各施設にお問い合わせください。